

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「想像力・創造力・技術力を駆使して、安心・安全な社会づくりに寄与すると共に、社会の継続的発展と成長に貢献する」という経営理念のもと、株主、顧客、社員をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、経営の健全性、透明性、遵法性と公平さを確保することにあります。

この基本的な考えに基づき、当社は、経営における意思決定および業務執行の効率性・迅速性の確保、経営責任の明確化をはかるとともに、コンプライアンスの確保およびリスク管理の強化を通じて、当社の企業価値の一層の増大に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社KEN&パートナーズ	681,800	36.88
上野 憲二	170,000	9.19
ゼネテック従業員持株会	134,500	7.27
山田 陽國	102,000	5.52
上野 大輔	90,100	4.87
井上 由佳	87,000	4.71
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガンスタンレーMUF G証券株式会社)	77,800	4.21
みずほ信託銀行株式会社(信託口)	49,400	2.07
夏野 剛	40,000	2.16
八戸 雅利	40,000	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無 <span style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">更新</span>	
--	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

当社の支配株主(親会社を除く)は、2021年3月10日付および同年同月16日付にてリリースしておりますとおり、株式会社KEN&パートナーズ公開買付けにより支配株主(親会社を除く)に該当する者はありません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大野 貴史	公認会計士													
田中 俊平	弁護士													
水谷 翠	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野 貴史				複数の事業会社における長年の経験および高い見識と豊富な実績、財務、会計およびM&Aに関する相当程度の知見を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たすことが期待できるものと判断したため監査等委員でない社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

田中 俊平				弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、培われた専門知識・経験等を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的かつ中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待できるものとして判断したため、監査等委員である社外取締役に選任しております。
水谷 翠				公認会計士としての専門知識ならびに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する十分な知見を有していることから、培われた専門知識・経験等を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的かつ中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待できるものと判断したため監査等委員である取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

なし

現在の体制を採用している理由 **更新**

内部統制部門は、年度計画に基づき当社グループにかかわる内部統制システムの整備運用状況の監査結果等の情報を監査等委員会と共有し、必要に応じて改善を求める体制としております。今後、監査等委員会が補助すべき使用人の設置を求めた場合は、必要に応じて設置いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員会は、内部監査室と適宜ミーティングをおこない、監査結果や指摘事項等の情報を共有しております。内部監査室による内部監査時には、必要に応じて立会いをおこなっております。また、監査等委員会は、会計監査人と定期的にミーティングをおこない、意見交換や情報の共有をおこなうとともに、このミーティングに内部監査室長が同席し、必要な情報交換および相互連携に努めております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 **更新**

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役に選任するための独立性に関する基準または方針については、会社法に定める社外取締役の要件を満たすことに加え、東京証券取引所が定める「独立性基準」に準じて独立性の判断を行っております。また、高い見識等に基づき当社の経営を実質的に監視・監督できる者を選任することにより、経営への監視機能を強化しております。

## 【インセンティブ関係】

## 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

ストックオプション制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、2017年10月23日開催の臨時株主総会の承認を経てストックオプション制度を、また、企業価値の持続的向上をはかることを目的として2021年6月24日開催の第36期定時株主総会の承認を経て取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしております。

## ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

### 該当項目に関する補足説明

役員への付与は、経営への参画意識を高め、業績の向上や企業価値の増大に貢献することを意図したものです。従業員への付与は、在籍期間、業績への貢献度や将来の期待を総合的に勘案した上で、付与対象者および付与数を決定しております。

## 【取締役報酬関係】

## (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く)および監査等委員である取締役を区分のうえ、それぞれ総額で開示しております。

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員の協議により、別途定めた報酬基準に基づき職責等を勘案のうえ決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対する取締役会に係る情報提供等のサポートは、取締役会事務局である総務人事部が行っております。取締役会の開催にあたっては、事前に議題および資料を社外取締役を含む全取締役に通知し周知しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### < 取締役・取締役会 >

取締役会は、取締役7名(取締役として上野憲二(議長)、福岡 誠、鈴木章浩、八戸雅利の4名、社外取締役として大野貴史、田中俊平、水谷 翠の3名)で構成しております。毎月1回の定時取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針や経営に関する意思決定を行う常設の機関として、会社法に定める専決事項および取締役会規程に定める付議事項を審議・決定しております。

また、社外取締役3名のうち、取締役の職務の執行に対する取締役会の監督の実効性を高め、取締役会の意思決定の客観性を確保するために、当社と利益相反の生ずるおそれがなく独立性を有する者として大野貴史、水谷 翠の2名を独立役員として届出をおこなっております。

### < 監査等委員会 >

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(八戸雅利(委員長)、田中俊平、水谷 翠)で構成しております。各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査計画および監査業務の分担に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握し、必要に応じて意見を述べ、また取締役(監査等委員である取締役を除く)、使用人等と意思疎通をはかり情報収集に努めるとともに、その職務の執行状況の報告を受け、会社の業務および財産の状況を調査しております。

内部統制システムの構築・運用の取組み状況については、内部監査室および会計監査人との情報交換をはかり、監視・検証しております。

### < 執行役員 >

当社は、取締役の業務執行の一部を移管することで、経営の意思決定の迅速化をはかり、より機動性の高い経営を実現するとともに、コーポレート・ガバナンスを強化することを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会にて選任され代表取締役の指揮監督のもと担当職務を執行しております。執行役員は、2名(小川隆史、中島宏満)であります。

### < リスク管理委員会 >

当社は、「当社におけるリスク管理体制を整備し、リスクの発生予防またはリスクが発生した場合の損失の極小化をはかり、以って当社業務の円滑な運営に資すること」を掲げた「リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回以上、必要に応じて臨時開催することとしております。当委員会は社長により任命された委員長として取締役管理本部長 鈴木章浩の下に当該委員長が指名した本部長・室長等部門責任者およびISO委員長を構成員として運営されており、リスク管理に関する体制の整備および改善、リスク発生時の原因分析等について協議がおこなわれ、管理状況を把握のうえ必要な対策を協議、講じております。

なお、同委員会では、部会として品質管理部会、情報セキュリティ管理部会を設けており、取締役の福岡誠が構成員として、監査等委員である取締役がオブザーバーとして出席しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

持続的な企業価値の向上を目的として、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかるとともに、取締役への権限委任を可能とすることで、意思決定と業務執行を迅速化するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまに株主総会議案について十分な検討期間を確保していただくことができるよう、可能な範囲で早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は3月ですので、集中日以外の開催に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会会場に出席することが困難な株主の皆さまの利便性を向上することを目的として、パソコン・スマートフォンを用いたインターネットによる議決権行使制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、海外投資家・機関投資家の株主比率を勘案しながら、検討してまいります。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは、当社ホームページへの掲載をもって公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	特定の地域に偏らず広く株主の皆さまにご覧いただけるよう、当社ホームページにて決算説明会(動画)を掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期並びに年度決算に係る決算説明会を開催し、当社の代表取締役社長が、決算内容のほか、今後の見通しや当社の戦略について説明をおこなってまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家・機関投資家の株主比率を勘案しながら、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、決算情報、適時開示情報、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダー重視の考えを「適時開示規程」を制定し、また「行動憲章」を定めて社内イントラネットに掲示するとともに、年1回開催する経営方針発表会その他の機会を通じて、繰り返し周知と徹底をはかっております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「想像力・創造力・技術力を駆使して安心・安全な社会づくりに寄与すると共に、社会の継続的発展と成長に貢献する」経営理念に則って、社会に貢献することをめざします。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は「適時開示規程」を制定し、情報の公正かつ適時・適切な開示の方針を定めることにより、金融商品取引法および東証適時開示規則等関連法令・規則を遵守するとともに、すべてのステークホルダーに対し、当社への理解促進と信頼性の向上に向けた情報提供に努めてまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において以下の「内部統制システム基本方針」を決議し、当社グループの内部統制が適切に機能する体制を整備しております。

1. 取締役および使用人の業務執行が法令および定款に適合することその他業務の適正を確保するための体制
  - a. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
イ. 当社は、行動憲章を定め、すべての役員（監査等委員でない取締役（以下、取締役という。）、監査等委員である取締役（以下、監査等委員という。）および従業員（正社員、契約社員、協力会社社員その他当社の業務に従事するすべての者）が職務を執行するにあたっての基本方針とする。  
ロ. 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に重要な事実を発見した場合には、ただちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。  
ハ. コンプライアンス経営および法令遵守の観点から、管理部門は弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家の意見を適宜聴取するとともに、日常発生する諸問題に関して助言と指導を受けられる体制の構築に努める。  
ニ. 当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者として当社グループを対象とした内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査等委員会ならびに関係部門に適宜報告する。  
ホ. 法令違反や不正行為等の発生、またはその虞のある状況が発見した場合には、相談や通報を受け付けるグループ内部通報窓口を社外に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。  
ヘ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備運用体制の構築に努めるとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置をおこなう。
  - b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する稟議書類など取締役の職務の執行に必要な文書は、法令および社内規程に基づき書面または電磁的媒体に記録し、適切に保管管理するとともに、必要に応じて取締役および監査等委員が閲覧可能な状態を維持する。  
ロ. 当社の業務にかかわるすべての役員・従業員が継続的な情報セキュリティ対策を推進するため、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティマネジメントシステムの継続的な改善に取り組む。  
ハ. 取締役および使用人の職務に関する文書、帳票類等については、適用のある法令および文書管理規程に基づき適切に作成、保管、管理する。  
c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
イ. リスク管理規程を定め、当社グループとして一貫した方針のもとに効率的かつ統合的なリスク管理をおこなう。  
ロ. 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理をおこなう。  
ハ. 管理部門は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切におこなうとともに、担当事項に関して事業部門および子会社がおこなうリスク管理を横断的に支援する。  
ニ. 事業部門および管理部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理をおこなう。  
ホ. リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社のリスク管理の実施について監督する。  
d. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制  
当社は、取締役会を原則として1か月以内に1回開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令または定款に定める事項および経営上の重要事項の決定、ならびに各取締役の職務執行状況の監督等をおこなう。  
e. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については当社取締役会の承認を得るとともに、定期または臨時に内部監査をおこない、その結果を代表取締役社長に報告する。  
ロ. 必要に応じて子会社に役員・社員を派遣し、経営の健全化、業務の効率化に努める。  
2. 監査等委員会監査が実効的におこなわれることを確保するための体制  
f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会の同意を得て補助使用人を置く。  
g. 前項の使用人の取締役からの独立および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項  
イ. 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、その職務の遂行にあたる。  
ロ. 補助使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得る。  
h. 監査等委員会への報告に関する事項  
イ. 当社は、監査等委員会が選定した監査等委員からの要請がある場合には、ただちに関係書類・資料等を提出する。  
ロ. 当社グループの役員および従業員は、監査等委員会が選定した監査等委員から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、的確かつ速やかに対応する。  
ハ. 内部監査室長は、内部監査、内部統制評価、その他当社グループにおけるコンプライアンス上の重要な情報について、遅滞なく監査等委員会に報告する。  
i. 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会への報告をおこなった当社グループの従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを禁止するとともに、その旨を当社グループの従業員に周知徹底する。  
j. 監査等委員会の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項  
イ. 当社は、監査等委員会の通常の業務執行の範囲で生じる費用に関して予算を計上し、経費支出をおこなう。  
ロ. 前号以外で、監査等委員会がその職務の執行について当社に費用の前払いまたは償還等を請求したときは、監査等委員会の職務の執行に必要なものと証明した場合を除き、すみやかに当該費用または償還等を処理する。  
k. その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制  
イ. 内部監査室長は、各事業年度の内部監査計画について監査等委員会と協議するとともに、内部監査結果等について協議および意見交換するなど密接な情報交換および連携をはかる。  
ロ. 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「就業規則」第13条(服務規律)第23号において、また「反社会的勢力対策規程」第2条(基本方針)において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを定めております。また、子会社につきましても「就業規則」第13条(服務規律)第23号において同内容を定めており、その整備状況は以下のとおりであります。

#### 社内規程の整備の状況

当社は、上記の通り、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、第5条(反社会的勢力との関係の遮断)において反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

#### 対応統括部署および不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務人事部と定めるとともに、統括責任者として総務人事部長を選任しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備し、関係遮断に努めております。

#### 反社会的勢力の排除方法

##### a. 取引先について

###### (a) 新規取引先について

原則として、取引開始前にコンプライアンスチェック(日経テレコン)を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引開始時には、各種契約書等に「反社会的勢力との関係がないこと」および「関係を持った場合」の具体的な対応方法について「反社会的勢力対策規程」にて明記することとしております。

###### (b) 既存取引先について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、定期的に調査・確認を実施しております。

(c) 反社会的勢力と関係が有すると判明した場合や疑いが生じた場合、取引開始前にあたっては取引謝絶など、取引開始後にあたっては契約解除などの措置を講じて、速やかに取引関係を解消する体制をとることとしております。

##### b. 株主について

第三者割当など当社の意思を反映し得る場合は、事前に調査を行い、反社会的勢力を排除することとしております。また、上場後においても、一定の範囲の大株主等を調査対象とし注意を払ってまいります。

##### c. 役員について

社外招聘者を含め取締役候補者または監査役候補者等とする場合は、事前に調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。また、取締役および監査役から反社会的勢力と一切関わりのない旨の誓約書を徴求しております。

##### d. 従業員について

従業員については、採用に当たって一定の注意を払うとともに反社会的勢力と一切関わりのない旨の誓約書を徴求しております。これは、中途採用についても同様の取扱いをしております。

#### 外部の専門機関との連携状況

当社は、定期的な警察署への訪問、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターへ加盟し、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

#### 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を収集し、情報の収集・管理を一元化しております。

#### 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員および全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備をはかっております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

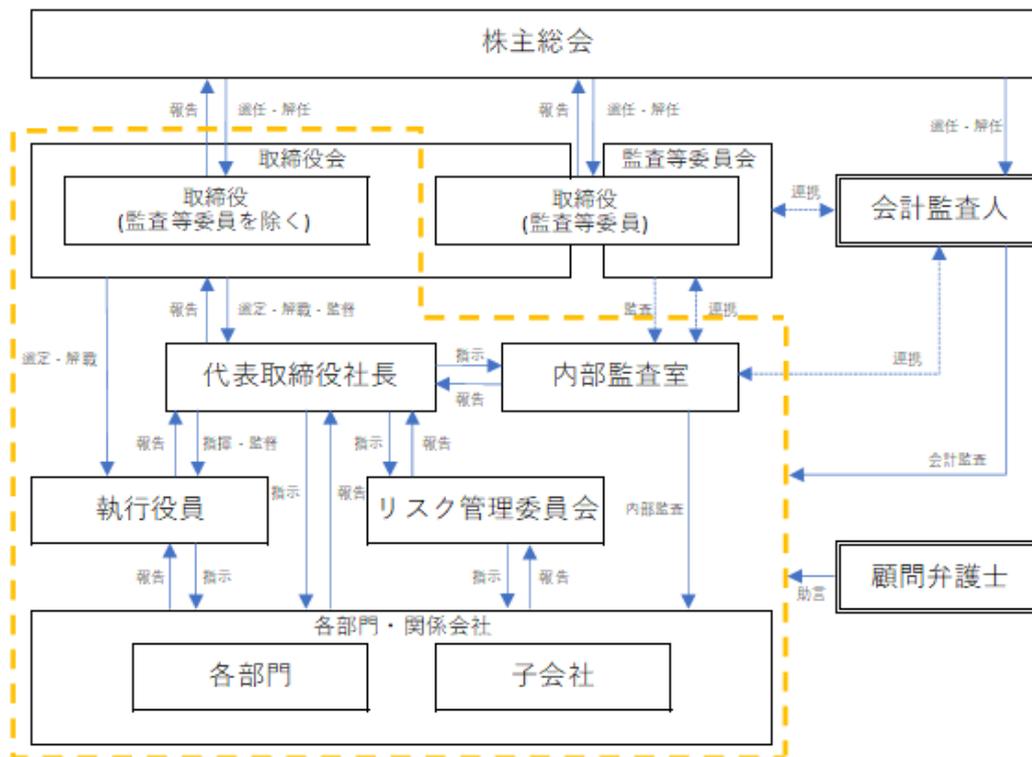
なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

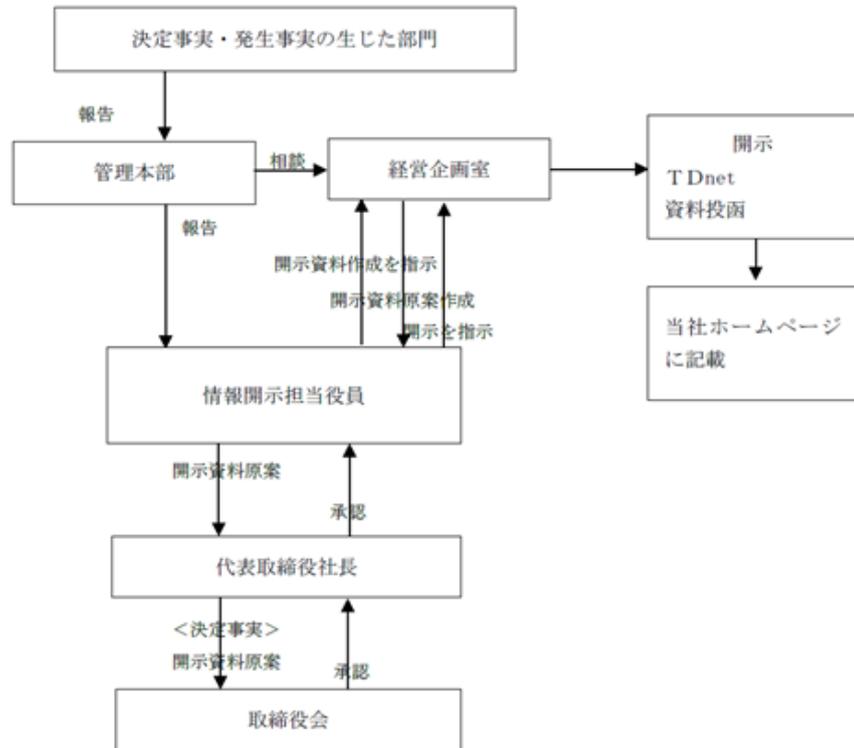
【模式図(参考資料)】

<コーポレートガバナンス体制の概略図>



【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実・発生事実 >



< 決算に関する情報 >

